

大門上池調節池広場の専用利用について

~ スポーツ活動での専用利用の場合 ~

問合せ先

一般社団法人美園タウンマネジメント(上池広場運営担当)

さいたま市緑区下野田494-1 オークリーフ1F (アーバンデザインセンターみその:UDCMi内)

Phone. 048-812-0301 (必~金: 10時~19時/生·總: 9時~16時/圓·周: 定休)

Fax. 048-812-0305

E-mail. kami-ike-sports@misono-tm.org

※本資料は利用手続き概要の解説資料なので、 詳細は『利用ルール』をご確認ください。

広場の概要

- 大門上池調節池広場は、
 - ▶ 埼玉スタジアム2○○2公園(以下、埼スタ公園)と連携し、外から人を呼び込む賑わい・交流の場
 - ▶ 地域住民が様々なスポーツや健康づくりができる場

の創出を目的として、埼スタ公園に隣接する河川調節池(大門上池調節池)内に整備された施設で、2021年4月より供用されています。

- 大門上池調節池は、河川氾濫防止等の治水対策施設としての機能を有しており、集中豪雨等により冠水する可能性があります。あくまでも調節池としての機能が最優先であるため、広場の利用を制限する場合があります。
- 広場の利用者は、調節池としての機能が最優先な広場であることを十分理解・了承したうえでご利用いただくものとします。









随時

利用希望月の前月

利用申込み後

利用承諾通知後

利用当日

利用終了後

6利用実績報告

・所定の実績報告書に

必要事項をご記入の

上、事務局までご提

・鍵を借用した場合は、

前項報告と合わせて

出ください。

返却ください。

①事前登録

・利用申込みの前に、 利用団体登録のため の必要書類を事務局 までご提出くださ い。 (Eメール・郵 送·FAX·持参)

【提出書類】

- 登録申請書
- 申込団体概要
- 誓約書
- ・審査後速やかに、事 務局より申込団体宛 に審査結果を通知い たします。

②利用申込み

- ・所定申込書および添 付書類を期限内に事 務局までご提出くだ さい。 (Eメール・ 郵送·FAX·持参)
- ※申込み期間:利用 希望日のある月の 前月の10日~20日

(例) 11月利用 →10月10日~20日受付

【提出書類】

- •利用申込書
- · 利用箇所図
- •緊急避難計画

③審查・結果通知

- ・申込み締切時点で、 利用ルールに則し、 申込内容について事 務局にて審査を実施 いたします。
- ・審査後速やかに、事 務局より申込団体宛 に審査結果(利用承 諾または利用不可) を通知いたします。
- ※利用希望日が重複 している場合は、 抽選等により決定 します(市内団体 としての登録団体 を優先します)。

4利用手続き等

- ・利用内容に応じて、 鍵の貸出が必要な場 合は、利用日までに 事務局窓口にて鍵の 借用を行ってくださ い。
- ※利用承諾を受けた 実施内容に変更が 生じた場合は、速 やかに事務局まで ご相談ください。

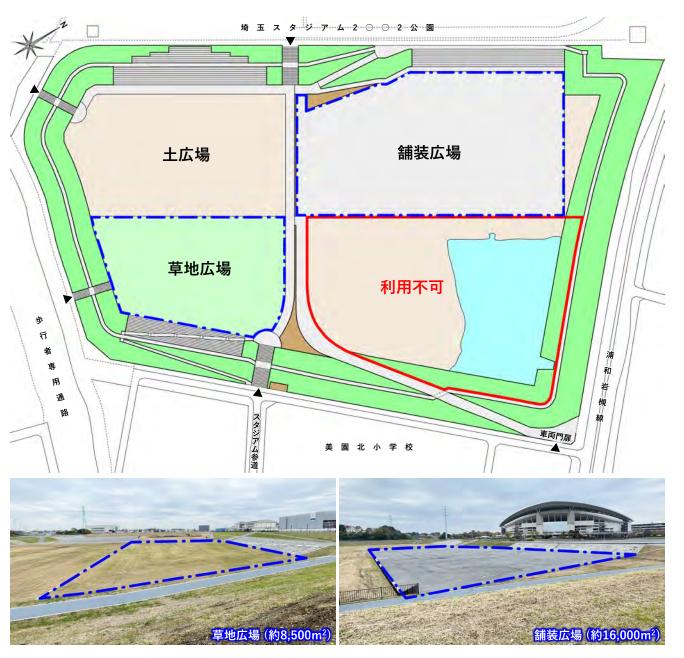
⑤広場利用

- •広場利用中は、利用 承諾書を必ず携行く ださい。
- ※申込み内容を遵守 し、準備・片付けも 含め広場利用中の 安全管理や周辺環 境への配慮を徹底 ください。
- ×避難誘導方法や感 染症対策等を関係 者に周知徹底くだ さい。
- ※広場利用後は、利 用前の状態への原 状回復を実施くだ さい。
- ※実施するスポーツ活動 ※準備・片付けも含め、広 の内容に応じた保険へ の加入は、広場利用者 側にて実施ください。
 - 場利用中に起きた事 件・事故・トラブル・苦 情その他公序良俗に反 する行為は、広場利用 者にて責任を持って対 処いただきます。

- ※市内団体としての利用 団体登録を希望する場 合は、「代表者が市内在 住又は在勤 | かつ 「団体 構成員のうち代表者含 め10名以上が市内在住 又は在勤 | である必要が あります。
- ※専用利用予定の入って いない空き日について は、追加申込みの受付 を行います(先着順)。 追加利用希望日の【7日 前~2営業日前】の間に、 利用申込書等を事務局 までご提出ください。

大門上池調節池広場の専用利用について(スポーツ活動での専用利用の場合)

利用可能区画



- 本広場の専用利用申込みにおける【スポーツ活動】 とは、当該チーム・団体等の会員・メンバー内での日 常的な競技練習等とします。広く一般参加を募って 開催する競技会・練習会や営利目的での講習会等は 含まず、これらを実施する場合は【イベント等】で の専用利用としてお申込みください。
- 舗装広場・草地広場以外の利用をご希望の場合は、 利用申込み前に必ず事前相談ください。ただし、ご 希望に添えない場合もございますので、予めご了承 ください。
- 広場全体の専用利用でない場合(一部の専用利用の場合)は、カラーコーンを設置する等、利用箇所を明示ください。
- 電気・上下水・ガス、トイレ等の設備はございません。
- 車両による搬入・搬出は事務局の指定する動線にて 行ってください。
- 専用利用する舗装面に車両駐車スペースを設けることも可能ですが、事前承諾を受ける必要がございます。

▼供用日 年中無休

▼供用時間

4月~8月	7:00~18:00
9月~10月	7:00~17:00
11月~12月	7:00~16:30
1月	7:00~17:00
2月~3月	7:00~17:30

禁止事項

- ① 調節池の機能を妨げること。
- ②広場を損傷し、又は汚損すること。
- ③法令又は公序良俗に反する、またはその恐れがあること。
- ④ 撤去が不可能な物件を設置すること。
- ⑤ 十地の形質を変更すること。
- ⑥ 反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資する恐れのあること。
- ⑦ 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的 としたこと。
- ⑧ マルチ商法、無限連鎖商法等に関すること。
- ⑨ 喫煙すること
- ⑩動物を放し飼いすること。
- ⑪ 許可なく竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ② 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ③ 火気を使用すること。
- (4) 許可なく専用利用すること。
- ⑤ 立入禁止場所に立ち入ること。
- ⑥ 供用時間外に利用すること。
- ① ごみその他汚物を投棄・放置すること。
- (18) 自動車 (原付自転車等含む) にて通行し、駐車すること。ただし、承諾を受けたものは除きます。
- ⑲ 無人航空機 (ドローン等) を飛行・操縦すること。
- 20 その他危険な行為や他人に迷惑のかかる行為をすること。

利用承諾の解除及び広場利用の中止もしくは停止

次の場合、利用承諾の解除又は利用の中止もしくは停止とさせていただきます。なお、市及び美園タウンマネジメントは、利用承諾の解除又はスポーツ活動の中止もしくは停止により生じる一切の損害を負わないものとさせていただきますので、予めご了承ください。

- ① 左記の「禁止事項」に該当すると認められた場合。
- ②申込書に虚偽の記載があった場合。
- ③ 災害・感染症流行等の不可抗力により広場の利用が不可となった場合。
- ④ 急な修繕工事が必要となった場合など、広場の管理運営上やむを得ない事由が生じた場合。
- ⑤ 広場利用3日前12時の時点で次の状況の場合。
 - ●広場が冠水しており、広場利用日までに水位の下がる目途が 立っていない。
 - ●広場利用日に大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水のいずれかの警報の 可能性がさいたま市に発令されている。
- ⑥ 広場利用中に広場が冠水している、もしくは大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水のいずれかの警報がさいたま市に発令された場合。
- ⑦広場利用者が当広場の「利用ルール」に定める事項に違反した場合。
- ⑧ 市や美園タウンマネジメント、美園地区周辺施設の信用を失墜する事由が生じた場合。